

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

商品パンフレット 兼 契約概要

2013.4



無解約返戻金型

総合収入保障保険

無配当



あなたと家族に
安心をお届けします

©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報をまとめた「契約概要」を掲載していますので、ご検討に際して必ずお読みください。

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。



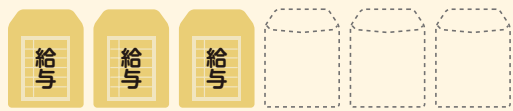
&LIFE 総合収入保障保険

死亡や障害状態、 要介護状態になったとき、 毎月のお給料のように 年金をお届けします。

※「&LIFE 総合収入保障保険」は「無解約返戻金型総合収入保障保険 無配当」の販売名称です。

たとえば…

お父さんが要介護状態で働けなくなったら…



毎月の収入もストップ

そのとき、&LIFE 総合収入保障保険は…



年金を毎月お届けします



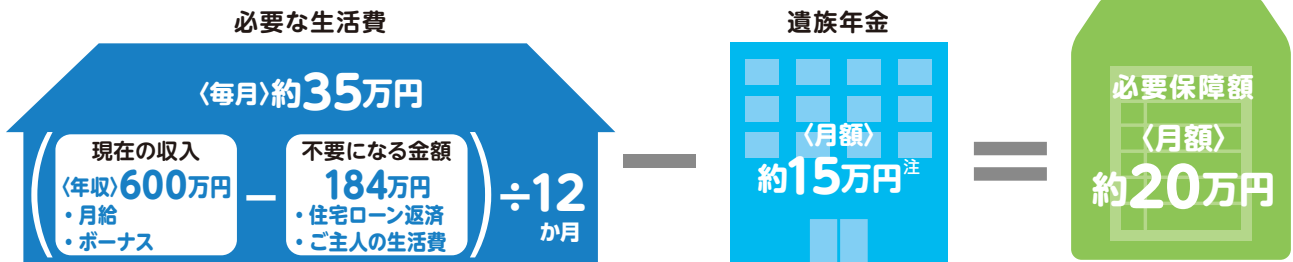
保障の考え方

毎月の収入が「いくら」、「いつまで」必要なかを考えましょう。



万一のときの保障は「いくら」あればいいのでしょうか？

- 万一のときでも、収入が確保されていれば今までと変わらない生活を続けることができます。「必要な生活費」から「遺族年金」を差し引いた不足分を確保しておけば安心です。たとえば、18歳未満のお子さまが2人の会社員の世帯で考えると…



注 遺族年金額については10ページのQ&Aをご覧ください。

※団体信用生命保険にご加入の場合、保険金で住宅ローンの残債が清算されるため、以後の住宅ローン返済は不要になります。

※「必要な生活費」は年収600万円(月収40万円×12か月+ボーナス60万円×2回)から住宅ローン返済額80万円(年額)およびご主人の生活費{(600万円-80万円)×20%}を差し引いて計算しています。

※公的年金の被保険者が死亡した場合、遺族に遺族年金が支給されます。遺族年金の額は、ご職業、家族構成、年収等によって異なります。

万一のときの保障は「いつまで」あればいいのでしょうか？

- ご家族の構成や年齢によって、万一のときの保障が必要な期間を考えましょう。



ご主人の定年まで？



お子さまの独立まで？



お子さまの結婚まで？

働けなくなったときのことも考えて備えておけば、さらに安心です。

- 約款所定の要介護状態や障害状態になった場合、働けなくなり収入がダウンすることがあります。たとえば、障害状態になってしまった場合…

■ 障害年金受給世帯の世帯収入(中央値^{注1})

障害年金受給世帯

178万円^{注2}
(年金を含む)

障害年金受給世帯の半数以上が
世帯収入200万円未満^{注2}。

全世帯

427万円^{注3}

200万円

400万円

注1 世帯収入を低いものから高いものへと順に並べて2等分した境界となる値をいいます。

注2 厚生労働省「平成21年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」 注3 厚生労働省「平成23年 国民生活基礎調査」

- 治療費はかさみますが、教育費や住宅ローンの支払いは待ってはくれません。



特徴としくみ

この商品の魅力をご紹介します。



特徴

1

働けなくなったとき、毎月一定の生活費を確保できます

- 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、高度障害状態になられたときだけでなく、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときも、生活を支える資金(年金)を毎月お受け取りいただけます。
- 年金のお支払事由が生じた場合には、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。

特徴

2

もしものときに保険料のお払込みが不要になります

- 保険料払込期間中に、約款所定の特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の身体障害状態になられたとき、保障はそのまま以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。

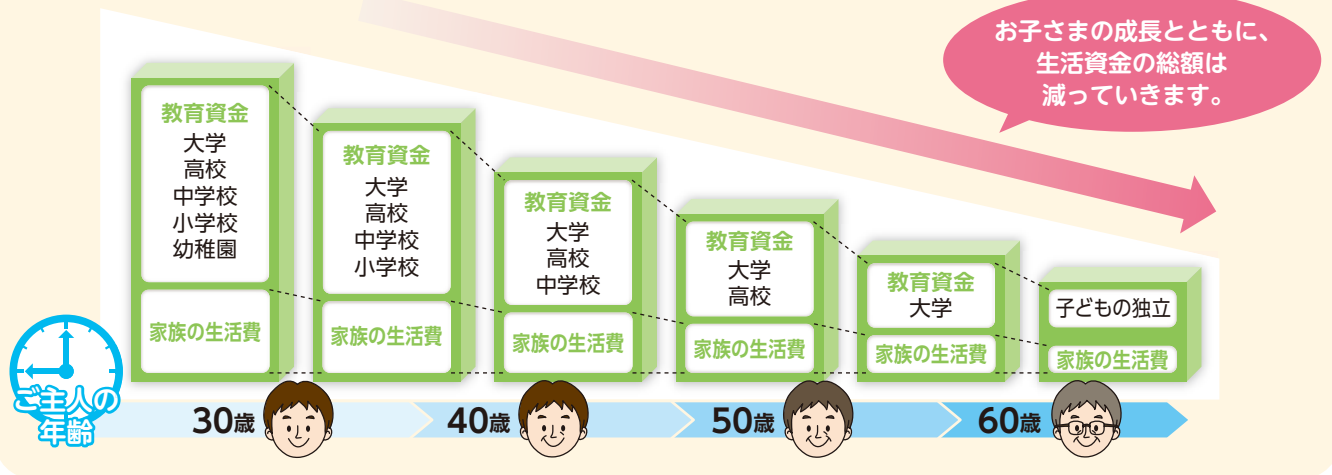
特徴

3

必要な保障額に合ったカタチです

- 一般的に、必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。

必要となる生活資金の推移



特徴

4

ニーズに合わせて保障のタイプを選べます

- 「年金の受取タイプ」を選べます。

無事故
給付金あり

定額型 **A型**

無事に保険期間満了を迎えると、無事故給付金(基本年金月額の1か月分)をお受け取りいただけます。

無事故
給付金なし

定額型 **B型**

無事故給付金がないため、お払込みいただく保険料がA型より割安になっています。

年金月額
が増加

増増型 **B型**

年金月額が毎年3%複利で増加します(ただし、基本年金月額の3倍を限度とします)。無事故給付金はありません。

しくみ

必要な保障のカタチに合った合理的なしくみです

無解約返戻金型総合収入保障保険

無配当

ご契約例

最低支払保証期間5年 定額型・B型
ご契約年齢・性別:30歳・男性
基本年金月額:20万円
保険期間・保険料払込期間:60歳満了
月払保険料(口座振替):8,490円

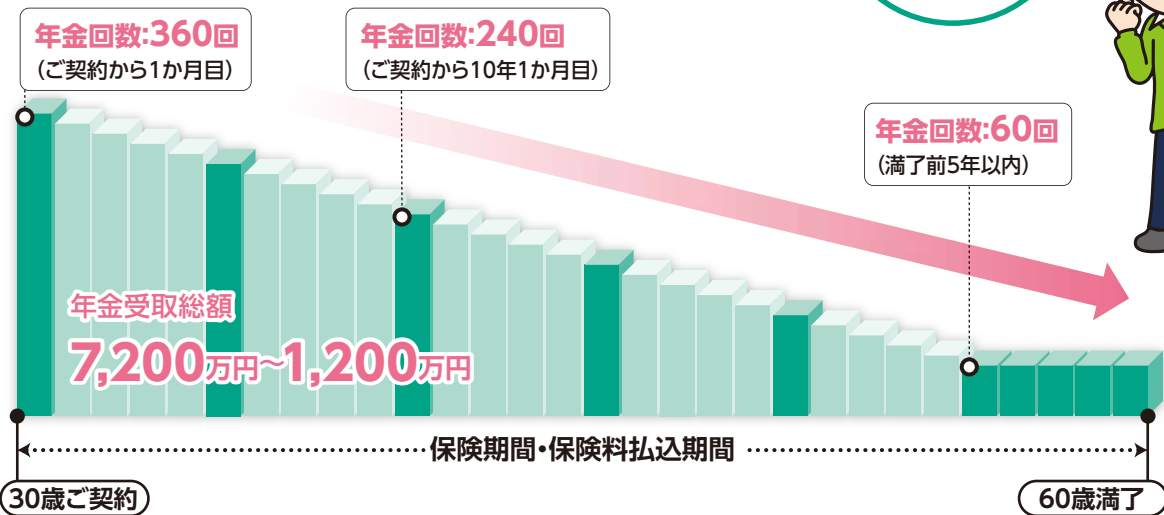
■万一のことがあったときから保険期間満了まで年金が受け取れます。



※この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

保険期間が経過するにつれて
受取総額は減っていきます。

■年金受取総額を図で表すと以下ようになります。



必要な保障額に
合わせて受取額が
減っていくので
合理的だね。



※収入保障年金・障害保障年金・介護保障年金は各々重複してお支払いしません。

※介護保障年金は、約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたときにお支払いします。

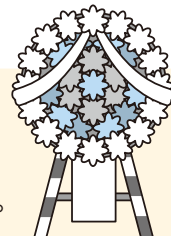
あらかじめ決められた期間、決められた金額をお届けし、
残されたご家族の生活をサポートします。



お支払事由について

- 死亡されたときや約款所定の要介護状態・高度障害状態・特定障害状態になられたとき、収入保障年金・介護保障年金・障害保障年金のいずれかからお受取りいただけます。
- 年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が5年に満たない場合でも、最低支払保証期間5年(60回)のお支払いを保証します。
- 年金のお支払事由が生じた場合には、**以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。**

※収入保障年金・介護保障年金・障害保障年金は各々重複してお支払いしません。



1 収入保障年金

死亡されたとき、残されたご家族の生活を支える資金をお受け取りいただけます。

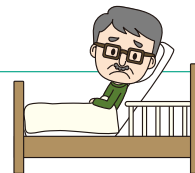
2 介護保障年金

約款所定の要介護状態が180日以上継続していると
医師によって診断確定されたときにお受け取りいただけます^{注1}

約款所定の**要介護状態**とは？ 大きく分けて2つの場合があります。

1 病気・ケガを問わず以下の**A+B**に該当する場合

A 常に寝たきり状態で、
ベッド周辺の歩行が自分ではできない



B 次のいずれか2つ以上に該当して、他人の介護が必要

- 衣服の着脱が自分ではできない
- 入浴が自分ではできない
- 食物の摂取が自分ではできない
- 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない



たとえば…

くも膜下出血で後遺症が残り、要介護状態になられたとき

くも膜下出血を原因として、常に寝たきり状態となり、歩行・衣服の着脱・入浴が自分ではできず他人の介護を要する状態

2 認知症と診断確定され、他人の介護が必要な場合^{注2}

たとえば…

アルツハイマー病で認知症となり要介護状態になられたとき

アルツハイマー型認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態



注1 約款所定の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

注2 約款所定の認知症とは、器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態を指します。

3

障害保障年金

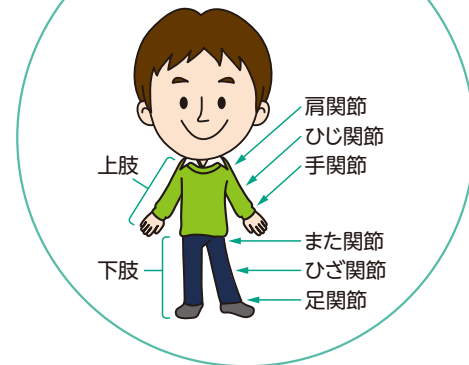
約款所定の**高度障害状態・特定障害状態**になられたときにお受け取りいただけます

約款所定の高度障害状態とは？ 以下のいずれかの状態です。

病気・ケガを問わず

- 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

身体部位の名称



約款所定の特定障害状態とは？ 国民年金における障害基礎年金の障害等級1級に相当する状態です。

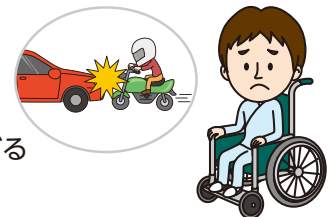
障害等級1級とは？

身の回りのことはかるうじてできるが、それ以上の活動はできない状態をいいます。日常生活でいえば活動の範囲が、概ね寝室内(ベッド周辺)に限られている状態です。

たとえば…

交通事故で、脊椎(せきつい)を損傷されたとき

脊椎に障害を残し、他人の介助や杖等の補助がなければ立ち上がることができない場合



たとえば…

難聴により、両耳の聴力レベルが100デシベル以上になられたとき

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のものに該当し、その状態が永続的に回復しないと認定された場合

※100デシベルの音量:耳元での叫び声程度



さらに
安心の
保障

約款所定の特定障害状態とは、国民年金法施行令別表の障害等級1級に定める程度の障害の状態(下記)にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

病気・ケガを問わず

- 両眼の視力の和が0.04以下(矯正後)のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※年金のお支払事由の対象をイメージするために、簡略化した表現を用いています。

保険料の払込免除について

- 保険料払込期間中に、以下の保険料払込免除事由に該当した場合には、**以後(保険料払込期日満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。**



約款所定の特定疾病になられたとき

悪性新生物(ガン)

責任開始期前を含めて、生まれて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき
ただし次のガンを除きます。

- ・上皮内ガン
- ・悪性黒色腫以外の皮膚ガン
- ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン

急性心筋梗塞

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合(狭心症等は除く)

脳卒中

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象)

約款所定の身体障害状態になられたとき

たとえば…

交通事故による後遺障害で背骨が曲がらなくなられたとき

ケガにより、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態(脊柱に著しい運動障害が永久に残ってしまった)に該当された場合



不慮の事故による身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
- 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
- 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
- 10手指の用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの

※不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害状態になられた場合。対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

参考 保険料払込免除事由に該当し、その後年金のお支払事由に該当した場合

たとえば…

脳卒中(脳梗塞)で右(左)半身麻痺となったとき

- 初めて医師の診療を受けた日から**60日以上**言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、**保険料のお払込みが不要**になります。
- その後寝たきり状態(約款所定の要介護状態)が**180日以上継続**していることが医師によって診断確定されたとき**介護保障年金**がお受け取りいただけます。



※保険料払込免除・年金のお支払事由の対象をイメージするために、簡略化した表現を用いています。

お受取例

万一のときにお受け取りいただける年金のイメージをご説明します。



万一のときのお受取例 (P4 ご契約例の場合)

- 30歳でご契約された方が亡くなられた場合の収入保障年金のお受け取りイメージです。

ご契約から10年1か月目

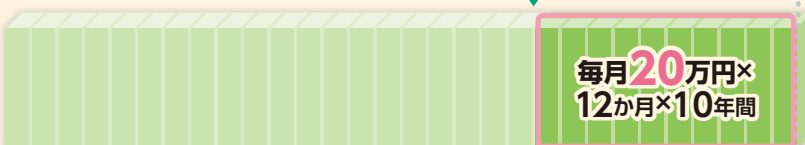
 **40歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
4,800万円を
お受け取り
いただけます

ご契約から20年1か月目

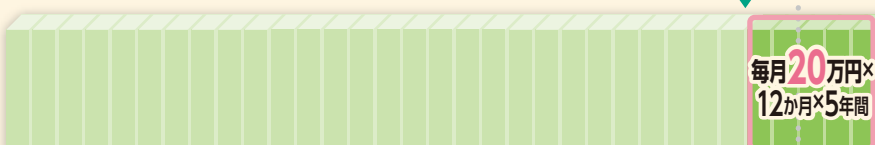
 **50歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
2,400万円を
お受け取り
いただけます

保険期間満了前5年以内

 **58歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
1,200万円を
お受け取り
いただけます



30歳



40歳



50歳



60歳満了

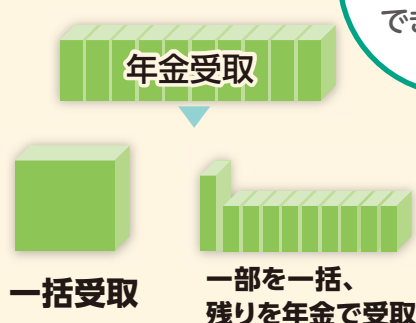


- さらに、このような受取方法もあります。

まとまった資金が必要な場合等、年金を月々受け取るのではなく、将来お支払いする年金の現価相当額を「一括」、または「一部を一括、残りを年金」でお受け取りいただくことも可能です。

※上記の方法で受け取る場合の金額は、月々受け取る場合の受取総額よりも少なくなります。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、お支払事由が発生し年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます。(当社所定の条件を満たす場合に限り)



まとめて
受け取ることも
できるのね。



特約

プラスすることで保険料がより割安になります。



健康優良割引

- 被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たすときに、喫煙歴等の状況、健康状態および自動車等の運転履歴に応じて保険料が割安になります。申込時にご契約者からお申し出いただくことが必要です。

※「健康優良割引」は「区分料率適用特約」の販売名称です。

※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

※「健康優良割引」は、保険金額等によっては適用できない場合もあります。



非喫煙者基準

- 過去1年間喫煙していないこと
(喫煙には、紙巻タバコその他、葉巻、パイプ等を含みます)

⚠ 告知に加えて当社所定の検査で確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)等の影響で喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。



優良体基準 (下記のすべてに該当)

- 血圧値が当社所定の範囲内であること
- BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が当社所定の範囲内であること

血圧値の基準 (mmHg)

最高	最低
139以下	89以下

※血圧値が最高値・最低値ともに上表の範囲内であることが必要です。

BMI(ボディ・マス・インデックス) 値の基準

BMI値は、身長体重のバランスを判断する指標のひとつとして国際的に広く用いられています。

BMI値 = 体重(kg) ÷ {身長(m)}² 当社所定の優良体の基準はBMI値が、18.0以上27.0以下です。

[端数処理について]

体重(kg)は小数点以下第1位を、{身長(m)}²は小数点以下第3位を、それぞれ切り捨て、BMI値は小数点以下第2位を四捨五入します。

- 「非喫煙者基準」または「優良体基準」に該当された方はさらに割安になる場合があります。



優良運転者基準 (下記のいずれかに該当)

- 自動車保険の契約等級が12等級以上であること
- 「ゴールド運転免許証」を持っていること
- 運転免許を持っていないこと

※免許の取消・停止の場合を除きます。



ご契約例

無解約返戻金型総合収入保障保険 無配当
最低支払保証期間 5年 定額型・B型
ご契約年齢・性別:30歳・男性
基本年金月額:20万円
保険期間・保険料払込期間:60歳満了
月払保険料(口座振替):8,490円

左記ご契約例で、健康優良割引のすべての基準を満たす場合

月払保険料(口座振替) **6,529円** (SD非喫煙者優良体保険料率)
※SD:セーフティ・ドライバー

Q&A

お客さまからのご質問にお答えします。



年金をもらえない場合があるの？



たとえば次のような場合には、年金等をお支払いできません。

- ▶ 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
例) ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
- ▶ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となられたとき
- ▶ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
- ▶ 責任開始日（または復活日）からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき 等

⚠ 詳細につきましては、「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」の「保険金・年金・給付金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

将来、一生涯の保障に変更したい場合はどうすればいいの？



告知書の提出なしで、新しい保険種類へ加入することができます。

- ▶ ご契約後、当社所定の範囲内（ご契約から2年超経過し、保険期間満了日または解約日の翌日から起算して1か月以内等）であれば、告知書の提出なしで、新しいご契約（積立利率変動型終身保険等）へご加入いただけます。

※保険期間満了時または解約時の保険金額をこえる場合等、当社所定の制限によりお取り扱いできない場合があります。
※新しいご契約の保険料は、そのご契約に加入される日における被保険者の年齢および保険料率により定めます。

万一のとき、遺族年金はどれくらいもらえるの？



家族構成や職業により遺族年金の金額は異なります。

- ▶ 万一のとき、公的年金制度から遺族年金を受け取れます。また、その受取額は家族構成や職業により異なります。
- ▶ 万一のときの保障は、必要な生活費からこの「遺族年金」を差し引いた不足分を確保しておけば安心です。

ご家族が受け取るひと月あたりの遺族年金額 世帯別に見ると	会社員の世帯 遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	公務員・教員世帯 遺族基礎年金 + 遺族共済年金	自営業世帯 遺族基礎年金
	18歳未満の子 2人の場合	約15.0万円	約16.0万円
18歳未満の子 1人の場合	約13.2万円	約14.2万円	約8.3万円

※会社員および公務員・教員については、平均標準報酬月額を35万円、平均標準報酬額を45万円、厚生年金および共済年金の加入月額は、平成15年3月以前を168か月、平成15年4月以降を132か月として計算しています。

※計算にあたっては平成26年4月時点の価格を使用しており、以後の物価スライド率は考慮しておりません。遺族年金の支給条件等の詳細は、遺族基礎年金については市町村役場、遺族厚生年金については年金事務所、遺族共済年金については各共済組合等にお問い合わせください。

三井住友海上あいおい生命のお客さま専用 無料電話相談サービス

健康で快適な生活を応援します!

満点生活応援団

入院や手術等の医療保障や介護 お客さまのお悩みに、無料電話

〈サービスのイメージ〉



相談員は保健師や看護師、臨床心理士に加えて薬剤師、栄養士、介護福祉士等の有資格者です。
健康・医療やメンタルヘルス、育児・子育てのご相談に**24時間365日**対応します。

ご相談の症状に応じて、「**緊急度**」と「**とるべき医療行動**」を専門システムにより判定します。

電話相談だけで紹介状を発行!
現在の症状等に見合った医師をご紹介します。

※発行される紹介状は電話相談室が発行する相談情報提供書であり、医療法上の診療情報提供書とは異なります。医療機関によっては特定療養費(初診料)がかかる場合があります。受診するための交通費、受診にかかる医療費などはお客さまの自己負担となります。

〈サービス内容とご利用時間〉

カテゴリー	サービスメニュー	ご利用時間
健康・医療相談	看護師相談/メディカルオピニオンサービス/おくすり相談/医療機関総合情報提供/ 紹介状発行サービス/人間ドック紹介/PET検診紹介/脳ドック検診紹介/ ヘルスチェックサービス/脳卒中専門相談/メンタルヘルス相談	年中無休 24時間受付
介護相談	介護相談/介護・福祉総合情報提供	年中無休 午前10時～午後10時
暮らしの相談	育児・子育て相談	年中無休 24時間受付
	暮らしのトラブル相談/税務、年金・資産運用相談 社会保険労務士相談/暮らしの情報提供	平日 午前10時～午後5時 (年末年始は除きます)
家事代行業者紹介	家事代行業者紹介	年中無休 24時間受付

※「満点生活応援団」は、当社の保険商品の保障の一部ではありません。

当社が提携する株式会社保健同人社、ダイヤル・サービス株式会社および株式会社安心ダイヤルが提供するサービスです。

※サービスの内容、時間等は2014年10月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保障に加えて、健康・医療、介護、育児、暮らし等に関する相談サービス「満点生活応援団」を提供しております。



■医師データ
〈約44万人〉
■専門医データ
〈約22万件〉
■医療機関情報
データ(歯科含む)
〈約14万件〉
お客さまに適切な
医療に関する情報を
提供します。

**専門医に直接電話で
相談できます。**

相談員の仲介により、内科・外科・小児科等、19科目約250名の専門医に、お客さまのお悩みを直接電話相談することができます。

正しく
情報伝達

相談員

3者間
電話相談

専門医

症状を
正しく判定

適切な
アドバイス

お客さま

介護のご相談は
**介護福祉士、
ケアマネージャー
等の専門員
が対応します。**

〈サービスのご利用対象者〉

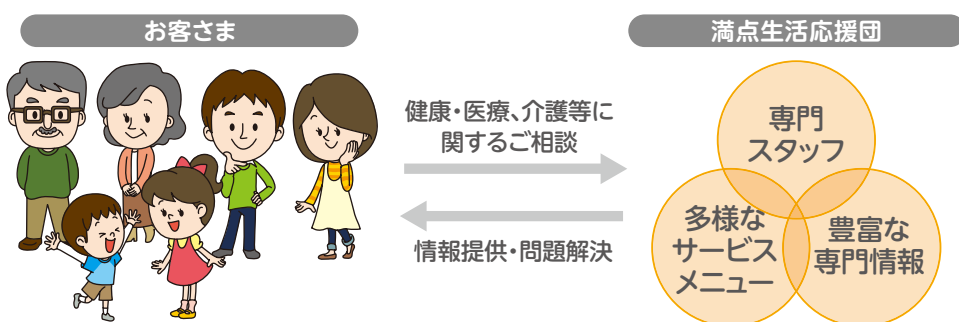
サービス内容	健康・医療相談	介護相談	暮らしの相談	家事代行業者紹介
ご利用対象者	契約者・被保険者ご本人さまとその同居のご家族の皆さま			契約者ご本人さま(個人のお客さまのみ)

※家事代行業者紹介は、2011年10月以降「三井住友海上あいおい生命」の商品にご加入いただいたご契約者さま(個人のお客さま)専用サービスです。
2011年9月以前に旧「三井住友海上きらめき生命」および旧「あいおい生命」の商品にご加入されたお客さまはご利用いただけませんのでご注意ください。
ご利用される場合は、原則としてご契約者(個人 *個人事業主を含みます。)からお申し出ください。

〈サービスのご利用方法〉

- ①サービス受付のお電話番号(通話料無料)に電話します。
- ②ご利用時に「お名前」とご契約の「保険証券番号」を確認させていただきます。

※サービス受付のお電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内をご覧ください。



契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 本書面をお読みいただくことは重要です。特に「保険金・給付金等をお支払いできない場合について」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件(保険金額・給付金額等)、保険料に関する事項等は代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」や「保険設計書」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。

商品の特徴

- 一定期間の死亡・高度障害保障や特定障害状態、要介護状態の保障を確保できる商品です。
- 収入保障年金・障害保障年金・介護保障年金は保険期間満了まで毎月お支払いします。
- 保険料の払込免除が幅広く適用されます。

商品のしくみ

ご契約例

(計算基準日：2014年11月2日)

最低支払保証期間5年 定額型・B型
年齢・性別 : 30歳・男性
基本年金月額 : 20万円
保険期間 : 60歳満了
保険料払込期間 : 60歳満了
月払保険料(口座振替) : 8,490円

区分料率適用特約(SD非喫煙者優良
体保険料率)を付加した場合
月払保険料(口座振替) : 6,529円

※SDとは「優良運転者(セーフティ・ドライ
バー)」を示す当社の呼称です。

被保険者が死亡されたときは収入保障年金を、約款所定の高度障害状態や特定障害状態になられたときは障害保障年金を、さらに約款所定の要介護状態が180日以上継続したときは介護保障年金を、いずれの場合でも保険期間満了まで毎月お支払いします。
(満了までの期間が5年に満たない場合でも、5年間(60回)のお支払いを保証します。)

死亡・高度障害状態・
特定障害状態・要介護状態のとき
毎月20万円(基本年金月額)
年金受取総額7,200万円~1,200万円

保険期間(=保険料払込期間)

30歳ご契約

60歳満了

保障内容(主契約)について

年金・給付金		お支払事由(お支払いできる場合)
A 型	収入保障年金	死亡されたとき
	障害保障年金	約款所定の高度障害状態・特定障害状態になられたとき
	介護保障年金	約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
無事故給付金		保険期間満了時に生存されているとき

※無解約返戻金型総合収入保障保険のお支払事由に該当し収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金を保険期間満了(最低支払保証期間を含む)までお支払いした場合には、保険契約は消滅します。

※年金のお支払事由が発生したときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。



お支払事由および給付に際しての制限事項

- ・収入保障年金・障害保障年金・介護保障年金は各々重複してお支払いしません。
- ・年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が5年に満たない場合でも、最低支払保証期間5年(60回)のお支払いを保証します。
- ・障害保障年金または介護保障年金が支払われた場合、無事故給付金はお支払いしません。

保険金・給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金等をお支払することはできません。

- ・責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
- ・保険契約者または収入保障年金受取人の故意による被保険者の死亡 等

※上記の事例以外にも保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細については「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料の払込免除について

払込免除事由(次の場合には、以後の保険料のお払込みは不要になります)

不慮の事故による 身体障害の状態	不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき	
特定疾病	悪性新生物(ガン)	生まれて初めて悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン、大腸の粘膜ガン等)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。

自動更新について

この保険は自動更新をお取扱いしません。

配当金等について

- この保険には、契約者配当金はありません。
- この保険は、保険料の自動振替貸付をお取扱いしておりませんので、ご契約の継続には特にご注意ください。また、契約者貸付、払済・延長保険への変更についてもお取扱いしません。

解約返戻金について

この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

特約について

主契約に付加できる特約を記載しています。ただし、ご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	保険金	お支払事由(お支払いできる場合)
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき
特約名称	お取扱内容	
代理請求特約	被保険者と受取人が同一の場合で、受取人が保険金・給付金等を請求できない特別な事情(被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知されていない場合等)があるとき、または、被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が保険金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。なお、代理請求特約を付加されない場合は、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。	



お支払事由および給付に際しての制限事項

リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。特約基準保険金額(ご請求額)は、被保険者お一人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

契約概要

契約概要

重要事項説明

必ずお読みください

区分料率適用特約について

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
- 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を無解約返戻金型総合収入保障保険に付加することで、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
TEL：0120-324-386 月～金／9:00～18:00 土／9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
- 当社商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「一般社団法人 生命保険協会の『生命保険相談所』について」をご覧ください。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険(&LIFE 総合収入保障保険)です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。

© JCV

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0215-1 【AD】90-215 130,000 2014.12.01 (修・T) 62登2014-A-201 (2014.12.1)